

「災害救助法適用地域」で被災した受験者に対する特別措置について

災害に遭われた被災地の皆様には、心からお見舞い申し上げます。

本学では、「災害救助法適用地域」で被災した受験者に対して、申し出により下記の特別措置を行います。

1. 対象

(1) 対象者

本学の 2027 年度入学試験受験者のうち、『「災害救助法の適用を受けた地域」に本人もしくは学費支弁者が居住しており出願前に被災した者』であって、本学が指定する被害状況に関する基準を満たす者。

(2) 対象地域

「災害救助法の適用を受けた地域」は、日本学生支援機構のホームページに掲載されている地域といたします。

(3) 対象範囲

2026 年 4 月 1 日以降、入試出願前まで

2. 特別措置

(1) 基準

「1.対象」に該当し、以下のいずれかに該当する者

- ① 受験生本人が災害により被災した者
- ② 災害により父母のいずれかが亡くなった者
- ③ 家計支持者が父母以外の場合は、災害により家計支持者が亡くなった者
- ④ 災害により父母のいずれかが入院し、長期加療が必要となった者
- ⑤ 家計支持者が父母以外の場合は、災害により家計支持者が入院し、長期加療が必要となった者
- ⑥ 災害により父母又は家計支持者がその居住する家屋が全壊又は半壊し並びに損壊により引き続き同家屋に居住することが困難となった者
- ⑦ 父母又は家計支持者が災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している者

(2) 内容

入学検定料※および入学金を全額免除します。

※出願時は一度納入いただきますが、後日返金させていただきます。手数料は返金対象外です。

※災害の規模や被災状況により、特別措置の内容が変更する場合があります。

3. 申請方法・申請期限

「4.申請書類」に定める書類を市販の角 2 サイズの封筒に「被災受験者特別措置申請書在中」と明記の上、2027 年 3 月 19 日（金）必着で入学試験係に提出してください。

4. 申請書類

- (1) 「帝塚山学院大学災害被災者等に対する入学検定料及び入学金免除に関する特別措置申請書」（本学所定用紙）

- (2) 「証明書」

特別措置の基準①～④に該当する場合……「診断書」または「死亡診断書」（写し可）

特別措置の基準⑤～⑥に該当する場合……「罹災証明書」またはこれに代わる証明書（写し可）

【本件のお問い合わせ先・申請書類送付先】

〒590-0113 大阪府堺市南区晴美台 4-2-2

帝塚山学院大学 入学試験係 電話（072）290-0652（直通）